

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成26年7月2日(水) 13:04~15:58

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

岡 史朗 委員長

和田 恵治 副委員長

松尾 勇臣 委員

神田加津代 委員

森川 喜之 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第42号 奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(経済労働委員会所管分)

議第47号 奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例

議第48号 奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例

議第51号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会所管分)

議第55号 みつえ高原牧場周辺景観創造用地の取得について

議第56号 奈良県農業研究開発中期運営方針の策定について

報第 1号 平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成25年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会所管分)

平成25年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(経済労働委員会所管分)

報第 4号 平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算繰越計算

書の報告について

報第11号 奈良市場冷蔵株式会社の経営状況の報告について

報第12号 一般社団法人奈良県野菜価格安定基金の経営状況の報告について

報第13号 公益財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第14号 一般社団法人奈良県畜産会の経営状況の報告について

報第15号 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況の報告について

報第16号 公益財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について

報第17号 公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告について

(2) その他

<会議の経過>

○岡委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会開会いたします。

本日、松尾委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解願います。

それから、本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

また、その後の申し出についても、さきの方を含め20名を限度に許可することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることにいたします。

それでは、4月1日付で理事者に異動がありましたので、中産業・雇用振興部長、福谷農林部長の順に、関係次長、課長の紹介をお願いいたします。

○中産業・雇用振興部長 それでは、本年4月1日付で産業・雇用振興部において異動のあった職員を紹介します。

森田知事公室審議官、経済構造改革促進プロジェクト担当で産業・雇用振興部次長を兼務しております。なお、森田審議官は、平成25年度は雇用振興プロジェクト担当の審議官でしたが、本年4月より経済構造改革促進プロジェクトと所掌範囲が広がりましたので、改めて発令がされております。

○森田知事公室審議官（経済構造改革促進プロジェクト担当）兼産業・雇用振興部次長
森田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○中産業・雇用振興部長 続いて、山岡雇用労政課長です。

○山岡雇用労政課長 山岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中産業・雇用振興部長 以上です。よろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 同じく農林部で異動のあった職員をご紹介します。
乾マーケティング課長です。

○乾マーケティング課長 乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 桜木畜産課長です。

○桜木畜産課長 桜木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○福谷農林部長 以上です。よろしくお願いいたします。

○岡委員長 案件に入りたいと思います。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明願います。

○中産業・雇用振興部長 平成26年6月定例県議会に産業・雇用振興部として提出しております議案についてご説明申し上げます。第315回定例県議会提出議案により説明します。

54ページの議第47号、奈良県営自転車競技条例の一部を改正する条例についてです。奈良県営競輪場において、競輪実施に関する事務を委託できる者の名称を変更するため、所要の改正をするものです。財団法人日本自転車競技会から公益社団法人JKAへと、もう1点は社団法人全国競輪施行者協議会から公益財団法人全国競輪施行者協議会に改めるものです。

公布の日から施行いたします。

86ページの報第1号、平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。産業・雇用振興部に関するものとしては、89ページ、第9款産業振興費、第2項産業政策費です。柿の葉タンニン茶の製造・販売促進事業の、繰越額が5,000万円、(仮称)

奈良県プレミアム（生活応援）商品券発行事業の繰越額が3億8,640万円、（仮称）市町村等プレミアム（生活応援）商品券発行支援事業の2,000万円の繰り越しをお願いするものです。これらの事業は、国の補正予算の対応のほか、消費税率の引き上げによる消費の冷え込みを緩和し、県内消費を喚起するため、2月議会で補正予算化したものです。

続いて、110ページ、報第17号、公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況の報告です。地方自治法第243条の3第2項の規定により提出した公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況について説明します。

まず、平成25年度の事業報告、決算について説明します。

公益財団法人奈良県地域産業振興センターの平成25年度事業報告書の1ページ、概要にですが、県内中小企業の自立、成長、継続への支援により、県内産業の振興を図ることを使命とする当センターでは、経営力の向上、企業価値向上、経営基盤構築を重点的に支援する方針で事業を実施したところです。その主なものについて説明します。

3ページ、1経営力向上支援、（1）の経営品質向上への支援として、県内企業経営者の経営品質向上について個別指導を実施し、経営力強化のための意識醸成セミナーを開催したところです。

（2）専門家による個別企業支援として、県内企業が抱えるさまざまな経営課題に対して、専門家を派遣し、きめ細やかな経営支援を行ったところです。

（3）窓口相談事業として、県内企業が抱えるさまざまな経営課題の解決や新たな事業展開等を支援するため相談窓口を設置し、特に高度な相談に対しては専門家による課題解決を行ったところです。

4ページ、2企業価値向上支援、（1）B2Bマッチング促進事業においては、ものづくり企業の新事業、新商品の販売力を高めるため、中小企業が保有する優秀な技術をもとに企業と企業とを結びつけるB2Bマッチングを推進しました。実績として、県内企業等338社を訪問して、コーディネート活動を実施し、企業や大学等との連携によるマッチングでは2件の協業が成立したところです。

7ページの（3）商品企画支援事業では、従来の「ものづくり」から今後の「価値づくり」の向上支援として、講演会や研修会などを実施しました。

（5）なら農商工連携ファンド事業ですが、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元金融機関、県からの出資により25億1,000万円の基金を造成し、その運用益を活用

して中小企業者と農林漁業者が連携して取り組む新商品開発、販路開拓事業等に対する助成を行うものです。試作品開発を行う6件の事業者に対して助成を行ったところです。

9ページ、3経営基盤構築支援については、中小企業の経営の強化を図るため、設備投資に対する支援として設備貸与及び設備資金貸与を行うとともに、ベンチャー企業創出支援やITの有効活用のためのセミナーなどを行ったところです。

また、企業支援、地域産業支援、モノづくり、人づくりをキーワードとした情報誌なら産業ジャーナルを発行したところです。

次に、財務諸表についてご報告申し上げます。

13ページからの貸借対照表と正味財産増減計算書で説明いたします。全事業の貸借対照表のうち当年度ですが、資産合計については56億7,396万8,097円、負債合計は50億7,444万1,782円、正味財産は5億9,952万6,315円です。

16ページ、全事業の正味財産増減計算書のうち当年度ですが、一般正味財産増減の部における経常収益計が10億4,792万4,392円、経常費用計が10億3,408万9,304円、評価損益計がマイナス67万5,350円となり、当期経常増減額は1,315万9,738円となったところです。

一方、経常外増減額については、経常外収益及び経常外費用とも計上がありませんので、ゼロ円となっております。これに指定正味財産増減額を加えると、平成25年度正味財産期末残高については、5億9,952万6,315円となったところです。

平成25年度事業報告の説明を終わります。

続いて、平成26年度の事業計画についてご説明いたします。

平成26年度事業計画書、1ページの概要ですが、平成26年度についても、引き続き奈良県地域産業振興センターは県の産業政策のもと、奈良県産業振興総合センターを初め、他の産業支援機関との連携を図り、中小企業の自立、成長、継続を図ることを目標に、中小企業を総合的に支援する事業に取り組めます。

主な取り組みについてご説明申し上げます。

1経営力向上支援では、中小企業の経営力強化や課題解決のために、①経営品質向上への支援、②専門家派遣による個別企業支援、⑤窓口相談事業、⑥情報提供・広報事業などを行うほか、今年度より国からの委託により、中小企業、小規模事業者から寄せられる相談にワンストップで対応するよろず支援拠点を整備し、創業から製品開発、販路開拓まで総合的なサポートを実施します。

3 ページ、2 企業価値向上支援ですが、企業価値の向上を図るために新事業への取り組みや新技術、新商品、新サービスの開発の取り組みへの支援として、① B 2 B マッチング促進事業、③ なら農商工連携ファンド事業などを行うほか、今年度から外国への事業展開を計画している中小企業者が外国の特許庁に支払う出願手数料や現地・国内の代理人費用などの一部を国の支援を受けて助成を行います。

5 ページ、3 経営基盤構築支援では、中小企業の経営基盤の強化を図るための支援として、① 設備貸与事業、② 設備資金貸与事業、③ ベンチャー企業創出支援事業、④ IT セミナー開催事業などを行います。

次に、7 ページからの収支予算についてご説明いたします。

一般正味財産増減の部における経常収益計の合計が 10 億 9,662 万 3,381 円、経常費用計合計が 11 億 1,304 万 2,175 円、当期経常増減額がマイナス 1,641 万 8,794 円と見込んでおります。これに指定正味財産増減額を加えると、平成 26 年度末の正味財産期末残高については、4 億 9,167 万 3,683 円を見込んでいます。

これで公益財団法人奈良県地域産業振興センターの経営状況及び事業計画についての説明を終わります。

平成 26 年 6 月定例県議会に提出している産業・雇用振興部の議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○福谷農林部長 農林部に係る 6 月定例県議会提出議案についてご説明申し上げます。

第 315 回定例県議会提出議案の目次の欄を見ていただきたいと思います。農林部に関係する議案ですが、議第 42 号、議第 48 号、議第 56 号については、別冊で説明します。議第 51 号、議第 55 号、報第 1 号、報第 4 号については、この冊子で説明します。

報第 11 号から報第 16 号については、別冊で説明します。

78 ページの議第 51 号、市町村負担金の徴収です。農林部所管は、1 つ目の県営土地改良事業です。

地方財政法及び奈良県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、工事により利益を受ける市町村に受益の限度において費用の一部をご負担いただくというものです。対象事業は、県営ほ場整備事業、農地環境整備事業、農道整備事業、県営ため池整備事業を予定しており、関係市町村は奈良市ほか 10 市町村で、記載のとおりです。事業費は 8 億 1,695 万円、負担率は記載のとおりです。負担金額は 8,677 万 1,000 円です。

続いて、83 ページの議第 55 号、みつえ高原牧場周辺景観創造用地の取得について説

明します。

取得する土地の所在地、面積、取得金額等は、議案書の記載のとおりです。奈良県土地開発公社が先行取得した用地を買い戻し、県民の憩いの場として四季折々の景観、眺望を楽しんでいただけるよう間伐、支障木の伐採、植樹を行うなど、みつえ高原牧場とその周辺環境整備を関係部局と連携をしながら検討します。

86ページの報第1号、平成25年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について、農林部所管の一般会計予算繰越明許費繰越計算書をご説明申し上げます。

88ページの第8款農林水産業費ですが、鳥獣被害防止対策整備事業から治山事業までの20事業で、繰越額は合計19億7,618万円余となっております。

92ページの第13款災害復旧費ですが、農地及び農業用施設災害復旧事業から林地荒廃防止施設災害復旧事業までの4事業で、繰越額は合計6億9,993万円余となっております。主な繰り越し理由ですが、地元調整などに不測の日数を要したことによる事業主体の事業のおくれや、昨年の台風18号などの豪雨の影響で施工中に現況が変化したことにより、設計変更に期間を要したことなどによるものです。繰越額の総額26億7,612万円のうち国補正予算へ対応などのため、平成25年度2月補正予算に計上したものが約10億円、その他災害対応によるものが約6億円あり、差し引き11億円余と、昨年度の17億円余から減少しております。

続いて、農林部所管の事故繰越計算書について説明します。94ページ、第8款農林水産業費の第3項農地費ですが、事業主体において入札不調となり、事業のおくれが生じたため、団体営農業用河川工作物応急対策事業において2,909万円余の繰越額となっております。

第4項林業費ですが、豪雨の影響などによる設計変更のため事業主体の事業におくれが生じ、林道整備事業において1,694万円余の繰越額となっております。

また、第13款災害復旧費の第1項農林水産施設災害復旧費においても、豪雨の影響などによる設計変更により事業主体の事業におくれが生じ、林道災害復旧事業において2億2,023万円余の繰越額となっております。

繰り越し事業については、今後とも関係機関や地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めてまいりたいと考えております。

続いて、97ページの報第4号、平成25年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算繰越計算書の報告です。市場改革施設整備事業の多機能トイレ整備事業において入札不調

となったため、760万円の繰り越しとなっております。現在は受け入れ業者が決定し、7月末に完成の予定で工事を進めているところです。

続いて、農林部所管の条例案についてご説明申し上げます。

経済労働委員会（条例案）の1ページ、議第42号、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例ですが、知事の附属機関として、（4）の機関を新たに設置する等のため、所要の改正をするものです。

農林部関係では、なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会を新たに設置します。この審査会については、実践オーベルジュ棟の指定管理者の指定に関する重要事項について審査いただく目的で設置するものです。

新旧対照表については3ページに、施行期日については公布の日から施行を予定しております。

続いて、4ページの議第48号、奈良県農業大学校条例の一部を改正する条例について説明します。

この条例は、奈良県農業大学校の名称を、なら食と農の魅力創造国際大学校に変更する等のため、所要の改正するものです。

要旨の2大学校の設置目的の変更等ですが、農業経営者の養成とともに、飲食業への就業意欲の高い者に対し、飲食業経営、調理技術等に関する実践的な能力を習得させることにより、新規の飲食業経営者を養成し、もって地域の振興に寄与することを目的としております。また、大学校に飲食業経営、調理技術等の実践的な能力を修得させるため、実践オーベルジュ棟を桜井市に設置することとしております。

3 学科、修業期間等ですが、大学校の学科はアグリマネジメント学科及びフードクリエイティブ学科とし、修業期間は原則として2年としております。

4 短期の研修を受けることができる者ですが、短期の研修を受けることができる者に飲食業を営む者を追加しております。

5 入学考査料ですが、アグリマネジメント学科は2,200円、フードクリエイティブ学科は1万7,000円としております。

6 入学料ですが、アグリマネジメント学科は5,650円、フードクリエイティブ学科については28万2,000円としております。

7 授業料ですが、アグリマネジメント学科は11万8,800円、フードクリエイティブ学科については53万5,800円としております。

8 使用の承認ですが、実践オーベルジュ棟の実践バンケット、宿泊室の施設、設備などを使用する者は知事の承認を受けなければならないとしております。

1 1 使用料ですが、実践バンケット、宿泊室は、記載の額の使用料を納めなければならないとしております。

1 2 指定管理者の指定等ですが、実践オーベルジュ棟の管理は、地方自治法の規定により、指定管理者に行わせることができるとしております。

1 5 利用料金ですが、実践オーベルジュ棟の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、施設、整備等の使用者は利用料金を指定管理者に支払わなければならないとし、利用料金の額は別表に定める使用料の額を超えない範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるとしております。

新旧対照表については 2 2 ページから 3 1 ページに、この条例の施行期日については、実践オーベルジュ棟の設置及び使用の承認、使用料、指定管理者の指定などは平成 2 7 年 4 月 1 日から、大学校の名称変更、設置、設置目的の変更などは平成 2 8 年 4 月 1 日から、また入学考査料、入学料などは平成 2 7 年 9 月 1 日からそれぞれ施行する予定です。

以上が奈良県農業大専校条例の一部を改正する条例の説明です。

次に、奈良県農業研究開発中期運営方針について説明いたします。

議第 5 6 号、奈良県農業研究開発中期運営方針については、平成 2 5 年 9 月に知事を委員長とする農業研究企画委員会で示された農業研究開発目標を達成するための具体的、中期的な方針として、策定したいと考えております。

計画期間は平成 3 1 年度までの 5 年間で、具体的な研究方針について、お手元の奈良県農業研究開発中期運営方針により説明申し上げます。

1 ページ、第 3 研究の基本方針では、研究開発の重点化のための研究の高度化を積極的に進め、オンリーワンの研究開発を目指し、県農業施策のマーケティング・コスト戦略に基づく農業の振興を踏まえ、品質の良いものを安定供給し、奈良ブランド力の強化を図ることとしております。そのため、研究企画委員会で示された 4 つの大目標、漢方、育種、加工、栽培を大課題とし、選択と集中の考え方にに基づき、これに沿った具体的な研究課題を設定し、生産者、消費者等の視点に立った研究開発に取り組む所存です。4 つの大課題に対応するため、それぞれに中期的な中課題 1 2 項目と、小課題 2 7 項目を設定し、研究開発に取り組みます。

2 ページ、1 つ目の大課題、薬用作物の安定供給について説明します。県では漢方のメ

ツカ推進プロジェクトを立ち上げ、薬用作物の生産から漢方薬や関連商品の製造、医療現場での臨床や研究を通じた漢方薬の有効活用等について検討を進めております。薬用作物の安定供給のため、国の研究機関や京都大学等と連携し、県オリジナルの研究によるゲノム育種等による優良品種の育成、省力・安定・多収生産技術の開発に取り組めます。

3 ページ、2 つ目の大課題、優良品種の育成について説明します。奈良県を代表する品目で県農業産出額に占める割合が高く、今後も県農業を牽引する品目であるリーディング品目に位置づけたイチゴ、キク、カキについて、これまでに蓄積された育種ノウハウ、遺伝資源と先端の育種技術を利用し、消費者、実需者のニーズに対応した高品質で魅力ある奈良県オリジナル品種育成を進めます。

5 ページ、3 つ目の大課題、加工商品の開発と加工技術の研究について説明します。奈良県オリジナルを訴求できる特色ある加工や農産物が有する機能性の解明など、付加価値を生み出すため、大和野菜、イチジク、カキ、茶などの県産素材を用いて、おいしく健康機能性にも富んだ新しい奈良県オリジナル加工品を開発し、商品化を目指します。

6 ページ、4 つ目の大課題、革新的な生産技術の開発について説明します。これまでの技術にとらわれない革新的な技術として、病虫害防除及び土壌管理、バイオ等、各作目の安定生産にとって欠かせない共通の基盤となる技術開発に取り組み、本県の農業生産に貢献したいと考えております。

8 ページ、第4 効果的な研究開発のための方策について説明します。研究課題を着実に達成するため、高度な専門知識と技術力、課題解決能力を備え、業務を遂行できる研究員を計画的に育成していくとともに、目標達成に向けた着実な研究を実施するため、P D C A サイクルの運営を着実に進めるとともに、開発された技術の生産現場への迅速な普及や関連産業による積極的な活用を図っていただくため、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

10 ページ、第5 業務・運営に関しては、研究資金面では外部資金、いわゆる競争的資金の積極的な活用や、研究施設・設備の充実、組織面では専門・品目別に基本的な研究ユニットを置き、必要に応じて横断的に連携してプロジェクト研究を行うこととし、課題に応じて外部の優秀な人材を招き、研究開発のスピードアップと研究レベルの向上を図ることとします。

以上で、奈良県農業研究開発中期運営方針の説明を終わります。

次に、奈良市場冷蔵株式会社の平成25年業務報告書について説明します。

1 ページの事業報告ですが、奈良市場冷蔵株式会社は、奈良県中央卸売市場における生鮮食料品流通に不可欠な冷蔵施設を有する冷蔵倉庫会社として、市場の円滑な運営と県民への食の安定供給に対して大きな役割を担っております。奈良市場冷蔵株式会社は、資本金1,000万、うち県は490万円を出資しております。

事業の実施状況ですが、市場離れや市場外流通の増加などの厳しい環境のもと、場外貨物の取り扱いの増加に努めるとともに、経費の抑制などローコスト運営による事業展開で経営改善に努めているところです。

取り扱い状況ですが、保管収入高は1億9,477万9,000円で、対前年度1.4%の減となりましたが、再保管収入などの増により、営業総収入は3億426万1,000円と対前年度2.2%の増となりました。

財務報告ですが、貸借対照表と損益計算書で説明いたします。

3 ページの貸借対照表ですが、資産の部の資産合計は6,632万円です。負債合計は3,865万4,000円です。純資産合計は2,766万6,000円です。

4 ページの損益計算書ですが、保管収入など営業収益は3億426万1,000円、営業費用は3億311万4,000円となっており、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益は378万1,000円を計上しております。これに特別利益、特別損失を合わせて、法人税、住民税納税後の当期純利益は、109万5,000円となっております。

続いて、平成26年度の事業計画書を説明いたします。

1 ページの平成26年度事業計画ですが、平成26年度については、県民の食生活に寄与する必要不可欠な業務であるという使命感に立ち返るとともに、健全な経営環境を実現し、新たな事業展開を行ってまいります。

事業計画の概要ですが、前年度の課題認識を踏まえ、場内貨物の保管スペース按分の見直しなどを図りながら、引き続きローコスト運営を継続し、収益力の向上を図ってまいります。

2 ページの収支計算書ですが、事業活動収入は、基本財産運用収入ほかで3億280万円です。事業活動支出は3億13万円で、事業活動収支差額は267万円です。事業活動収支差額に事業外活動収支差額、投資活動収支差額、財務活動収支差額を合わせて、当期収支差額は242万円となります。

次に、奈良県野菜価格安定基金の経営状況について説明します。

平成25年度業務報告書の1ページ、事業報告ですが、奈良県野菜価格安定基金は、主

要な野菜の価格が著しく低落した場合に経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者に交付金を交付する事業を行っております。対象野菜は、地域農業上重要であると位置づけられる特定野菜として、県内で一定の面積と共販率があるいちご、すいか、生しいたけ、こまつな、また指定野菜として秋冬はくさいで春レタス、夏秋トマト、計7品目を扱っております。

事業の概要のうち、交付予約数量とは、生産者が出荷する野菜のうち事業の対象となる野菜の数量をいいます。また、交付準備金の造成とは、事業を運営するに当たり、事前に資金を積み立てることをいうものです。特定野菜の交付予約数量は621.8トンで、資金造成必要額は5,400万円余となりました。

2ページの指定野菜の交付予定量は371トンで、資金造成必要額は815万円余となりました。

⑤補給交付金額は、特定野菜合計で967万円余、指定野菜が73万円余となりました。

4ページの財務報告ですが、収支計算書と貸借対照表で説明します。

まず、収支計算書ですが、特定野菜及び指定野菜に関する事業収入を初め、記載のとおり経常収益は2,523万円余です。特定野菜及び指定野菜に関する事業費を初め記載のとおりで、当期経常費用は2,501万円余です。当期一般財産増加額は21万円余です。

7ページの貸借対照表ですが、資産合計は、計1億2,016万円余です。負債合計は1億677万円余、正味財産は1,338万円余です。

以上で業務報告書の説明を終わり、続いて、平成26年度の事業計画書を説明します。

1ページの事業方針については、昨年度に引き続き、適正な運営に努めてまいります。交付予約数量として、特定野菜については、いちご、生しいたけ、すいか、こまつなの合計で615.3トン进行予定しております。

②指定野菜は、春レタス、秋冬はくさい、夏秋トマトの合計で361トン进行予定しております。

2ページの交付準備金造成計画については、本年度資金造成額が、特定野菜で565万円余、指定野菜ではマイナス7万円余となっております。

4ページの収支予算について、収入の部ですが、特定野菜及び指定野菜に関する事業収入を初め記載のとおりで、収入合計は1億219万円余です。

支出の部ですが、特定野菜及び指定野菜に関する事業費を初め記載のとおりで、支出合計は1億219万円余です。

以上で奈良県野菜価格安定基金の説明を終わり、次に奈良県食肉公社の経営状況について報告します。

平成25年度業務報告書の1ページ、[1]事業の実施状況ですが、これまで食肉センターの経営改革に取り組んできた結果、平成25年4月から当公社はと畜業務を開始しました。コミュニケーションの強化を図るなど、業務上の課題、問題意識の共有に努め、この1年間おおむね順調に業務を進めてきたところです。施設の管理面では、衛生管理を徹底するため、シャワー室や車両消毒槽の設置を行いました。また、平成26年3月には、対香港輸出豚肉を取り扱うと畜場に選定されました。

事業運営体制については、食肉会社でと畜業務に従事していた従業員を公社の業務課職員として採用し、食肉センターの管理運営を担う総務課との2課体制をとることにより、充実・強化を図りました。

2ページ、平成25年度の取扱状況ですが、牛2,969頭、豚7,864頭がと畜解体処理され、牛2,334頭、豚4,226頭が上場取引されました。新規取引先の開拓などにより、特に牛で増加傾向を示しております。

4ページの財務報告についてご説明申し上げます。貸借対照表と正味財産増減計算書について、平成26年4月から公益財団法人に移行したことを踏まえ、今回から公益目的事業会計と法人会計の内訳についても示しております。

まず、貸借対照表ですが、資産合計は35億4,880万円余、負債合計は4,513万円余、正味財産は35億367万円余です。

6ページの正味財産増減計算書については、経常収益は基本財産運用益などで3億9,966万円余です。経常費用は運営事業費支出などで4億3,354万円余、当期経常増減額はマイナス3,387万円余となっております。これは主に現金の支出を伴わない建物、構築物などの減価償却分です。

以上で業務報告書の説明を終わります。

続いて、平成26年度事業計画書についてご説明申し上げます。

1ページの事業計画ですが、県民に安全・安心な食肉の安定供給を図るため、引き続きと畜業務と施設管理業務について、効率的で透明性の高い運営に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、豚搬入設備の改良などと畜頭数の増加に向けた取り組みや人件費の削減などの経費削減に努めるとともに、老朽化した施設、設備の計画的な更新に取り組んでまいりたいと思っております。

2 ページ、(5) 周辺地域の環境保全については、食肉センター環境保全対策協議会を通じ、地元自治会等と必要な協議を行ってまいります。

3 ページ、平成26年度の収支予算についてご説明申し上げます。公益目的事業会計と法人会計の内訳について示しております。

経常収益は、基本財産運用益等で3億9,611万1,000円、経常費用は運営事業費で4億4,106万1,000円余、一般正味財産増減額はマイナス4,495万円余です。この一般正味財産増減額のマイナス分は建物、構築物などの減価償却費に相当する金額です。

以上で事業計画の説明を終わります。

続いて、奈良県畜産会の経営状況について説明します。

平成25年度業務報告書の1ページ、事業報告ですが、一般社団法人奈良県畜産会は、畜産経営の安定化はもとより、安全・安心な畜産物を供給をするため、経営技術の改善指導、環境保全・衛生対策や経営安定対策などの取り組みを実施しております。

主な実施事業について説明します。

1. 畜産経営技術高度化促進事業において、畜産経営者69件に対して経営改善の指導及び情報提供などを実施しました。

3. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業については、肉用牛肥育経営の安定を図るため、粗収益が生産費を下回った場合に補填金を交付する事業となっております。交付対象農家に対して1,678万円、1,611頭分を交付しております。

3ページの19. 肉用子牛生産者補給金制度は、肉用子牛生産者の経営安定を図るため、肉用子牛価格が低落した場合に生産者に補給金を交付する制度です。交付対象農家に対し3万5,200円、5頭分を交付しております。

その他、4ページまでに記載の事業を実施しております。

詳細については、5ページから11ページに記載のとおりです。

12ページの財務報告ですが、貸借対照表総括表と収支計算書総括表で説明します。

まず、貸借対照表総括表ですが、資産合計は2億5,997万円余です。負債合計は2億4,949万円余、正味財産合計は1,047万円余となっております。

収支計算書総括表ですが、事業活動収入は、特定資産運用収入を初め記載のとおりで、1億5,850万円余となっております。

事業活動支出は、受託事業費で2億3,286万円余、事業活動収支差額はマイナスの

7, 436万円余です。事業活動収支差額に投資活動収支差額を合わせて、当期収支差額はマイナスの83万円余となっております。

以上で業務報告の説明を終わり、続いて、平成26年度事業計画書について説明します。

1ページの事業計画ですが、平成26年度については、昨年度に引き続き安全・安心な畜産物の安定供給を図るため、畜産経営技術高度化促進事業を初めとする事業に取り組んでまいります。

平成26年度の収支計画を5ページの一般会計の収支予算書で説明します。事業活動収入は、特定資産運用収入ほかで2,880万円です。事業活動支出は3,130万円です。事業活動収支差額はマイナス250万円です。

事業活動収支差額に投資活動収支差額を合わせて、当期収支差額はマイナスの277万円となり、次期繰り越し収支差額は360万円余となります。

以上で一般社団法人奈良県畜産会の経営状況の報告を終わり、続いて、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターの経営状況について報告します。

平成25年度業務報告書、1ページの事業報告ですが、なら担い手・農地サポートセンターについては、奈良県農業振興公社が平成26年4月に公益財団法人へ移行し、さらに6月11日に名称を変更したものです。平成25年度においては、農業経営の規模拡大、農地の集積など担い手の育成確保を図るため、農用地の売買や農地保有合理化促進事業を中心に事業を実施しております。

主要事業については、まず農地保有合理化促進事業では、農用地の貸借等を記載のとおり実施しております。青年農業者等就農支援事業では、就農支援の資金貸し付け及び就農支援活動事業等を実施しております。新規就農相談は57件ありました。また、担い手育成確保支援事業、イチゴスペシャリスト育成確保事業と言いますが、2名に実践研修を実施しました。農業人材活用事業では、県で設置した高齢者人材バンクを活用し、7名の人材派遣を行い、担い手農家への農作業、繁忙期の労働支援や耕作放棄地の再生作業等を行っております。農業振興支援事業については、大和高原北部地区の地元負担金の一括償還に伴う事業に要した経費であり、金融機関への償還分が3億142万円余となっており、平成25年度で償還が完了し、事業が終了しました。

詳細については2ページから5ページに記載のとおりです。

財務の報告について、7ページの貸借対照表及び正味財産増減計算書で説明します。

まず、貸借対照表については、資産合計は2億3,807万円余、負債合計は5,04

1万円余です。正味財産は1億8,765万円余です。

正味財産増減計算書について、一般正味財産について、経常収益は基本財産運用益などで3億2,825万円余です。経常費用は農地保有合理化事業費などで3億5,557万円余、また経常外収益は182万円余です。当期一般正味財産増減額は2,549万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせて、正味財産期末残高は1億8,765万円余です。

以上で業務報告の説明を終わり、次に、平成26年度事業計画書を説明します。

1ページの事業計画ですが、平成26年度については、農地の集積、集約化を図るため、担い手の確保、農地のマッチングを推進することとし、引き続き収入確保、経費節減に努めながら、1ページから4ページに記載の事業について重点的に事業展開を図ることとしております。

平成26年度の収支計画について、5ページの正味財産増減予算書で説明します。一般正味財産については、経常収益は基本財産運用益で1億9,878万円余です。経常費用は事業用地売却原価費等で2億998万円余、経常外費用を加えて当期一般正味財産増減額は1,135万円余の減です。この一般正味財産と指定正味財産を合わせて、正味財産期末残高が1億6,918万円余です。

以上で事業計画の説明を終わり、次に奈良県林業基金の平成25年度業務報告書について説明いたします。

I. 事業実施報告ですが、当基金は、基金造林事業により森林整備、木材生産機能の拡充はもとより、水資源の涵養、自然環境の保全など森林の多面的、公益的機能の発揮、就業機会の確保、林業労働力の育成確保に努めてきたところです。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は依然厳しく、木材価格が低迷しているため、長期の収支見込みは大幅な赤字が予想されております。

そのため、奈良県林業基金経営改善検討会を開催し、検討を重ねてきた結果、速やかな債務整理を行う方向で進むこととなり、これを受けて本年3月の理事会で解散の方向性が、また5月の理事会で解散時期を平成28年度末とすることが議決されたところです。

今後、従来の林業労働力対策関係事業等を実施しつつ、関係者の皆様との協議を行い、解散に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

2ページのII. 事業の概要、1、林業労働後継者育成事業ですが、記載の4つの事業、具体的には労働者への研修、助言、指導事業などを実施しております。

3 ページの 2、森林整備事業ですが、(1) 基金造林事業において 186 経営区で 138 ヘクタールの枝打ち、間伐等の保育を実施したものです。

以下 4 ページまで、記載のとおり事業を実施しております。

財務報告ですが、8 ページからの貸借対照表と収支計算書で説明します。

まず、貸借対照表ですが、資産合計は 108 億 4,421 万円余、負債合計は 104 億 2,241 万円余です。正味財産は 4 億 2,179 万円余となっております。

20 ページは損益ベースの収支計算書です。正味財産期末残高は、予算額 4 億 1,179 万円余に対して 999 万円余増の決算額 4 億 2,179 万円余となっております。

以上で業務報告書の説明を終わり、続いて、平成 26 年度事業計画書を説明します。

1 ページの事業計画ですが、平成 26 年度については、基金造林事業の一時休止、収益の見込めない経営区の整理など解散に向けた準備を進めながら、県有林造成受託事業、林業労働者対策の関連事業などを引き続き実施し、林業の振興、山村地域の活性化、自然環境の保全等に努めてまいります。

2 ページ、事業計画の概要です。1、林業労働後継者育成事業ですが、基幹的林業労働後継者育成事業については、前年度に引き続き林業労働者の福利厚生に要する経費や技能、知識を習得させるために必要な経費を林業事業体に助成してまいります。

3 ページの 2、森林整備事業ですが、基金造林事業については、継続事業について間伐等保育を実施します。また解散に向けた森林データ整備等の事業を実施します。

平成 26 年度収支計画は 6 ページの収支予算書で説明します。

経常収益は 4,811 万円余、経常費用は 2 億 4,131 万円余です。正味財産期末残高は 3 億 8,311 万円余です。

公社等の経営状況の報告については以上です。また林業基金の解散については、後ほど報告いたします。

以上で農林部所管提出議案の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○岡委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

それでは、ただいまの説明事項についての質疑があればお願いします。

○今井委員 まず 1 つは、林業基金のことでお尋ねしたいのですが、解散ということが出てきております。林業の場合は 1 本の木を育てるのに 50 年、100 年という長いスパンの事業でして、採算的には難しい面があると思いますが、これだけの負債の中では

やむを得ないのかと感じております。しかし、これまで林業基金が果たしてきた水源林の育成、林業労働力の育成・確保などの問題が今度、県に移るということですのでけれども、どのように引き継いでいくのかをお尋ねしたいと思います。

それから、農業大学校の関係では実践オーベルジュ棟という新たな施設をつくって、農業だけではなくて食のほうもできるフードクリエイティブ学科とアグリマネジメント学科をつくるという条例変更案が出ています。まず、なら食と農の魅力創造国際大学となりますと、もう一つ何をするとところなのかがよくわからない、なぜそういうわかりにくいものにわざわざするのかという思いはあります。その点をお尋ねします。

それから、農業大学校が今どういう役割を果たしているのか、実際に農業大学校を卒業されて就農される方がどれぐらいいらっしゃるのかをお伺いします。

○馬場林業振興課長 林業基金の解散に向けて林業基金が実施してきた水源林や担い手の事業をどのように引き継ぐのかというご質問でした。

林業基金が土地所有者と分収林契約を行い造成した森林は186経営区、面積で1,324ヘクタールになります。林業基金が平成28年度末で解散するに当たり、経営区ごとに立木評価を行い、収益が見込める経営区については県営林化を、一方、収益が見込めない経営区については契約を解除し、土地所有者に以後の管理をお任せする方向で検討しているところです。

県営林化したものについては、引き続き県が保育等の整備を行い、森林の有する公益的機能が十分発揮されるように管理していきたいと思っております。

また、契約を解除し、土地所有者が管理する分については、将来の森林経営に意欲がある場合には、造林補助金ですけれども、森林環境保全直接支援事業などの活用を行って森林整備に要する費用などの支援を行っていきたいと考えています。

一方、土地所有者が森林経営に十分な意欲がない場合には、必要に応じて保安林指定などを行い、公的関与も視野に入れて森林の有する公益的機能が十分に発揮できるように検討していきたいと考えています。

なお、この分収造林地は、契約に基づき下刈り、間伐などの手入れ等、これまで森林を適正に管理してきたものですので、林業基金の解散に伴い、今すぐ森林荒廃が起こり、水源涵養等の公益的機能が失われることはないと考えています。

次に、林業基金が実施してきた担い手育成対策事業についてですけれども、現在、林業基金では、林業基金の自主事業及び全国森林組合連合会や県からの委託事業を実施するこ

とによって担い手対策に取り組んでいるところです。

県としては、これらの各事業とも林業の担い手育成のために重要な事業であると認識しており、例えば全国森林組合連合会からの委託事業については、その森林組合系統への委託、自主事業や県事業については県の直接実施や他の機関などへの委託ができないか十分に検討して、林業基金の解散後もこうした事業の継続ができるように取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 農業大学校名称変更の理由ですが、これまで農の担い手を育成している農業大学校ですけれども、さらに農に強い食の担い手を育成するということで新たな学科を開設し、県産農産物の生産、調理、加工、流通などを担う食と農のトップランナーを育成することを目的としています。

ご指摘いただいた学科の名称については、国際色豊かな大学校であるということが看板であり、今後、入学をされる若者の立場に立って本大学校の教育方針が受け入れやすく、わかりやすいこと、さらに昨年から開催している本大学校の設立準備委員会のアドバイザーの方々からの助言を踏まえ、食の担い手についてはフードクリエイティブ学科、農の担い手についてはアグリマネジメント学科という名称で条例案を提出したところです。

それから、現在の農業大学校の入学者と卒業者の状況ですけれども、直近の平成25年度では、入学者数が全体で32名おります。このうち卒業生は23名となっております。その23名のうちの14名が就農しており、就農率は約6割となっております。ちなみに就農以外の卒業生については、種苗会社や農業機械会社などの農業関連企業への就職が多くなっています。以上です。

○今井委員 林業基金のご回答ありがとうございます。担い手対策がこれから非常に大事になってくると思っておりますけれども、この間、「WOOD JOB!」という映画を見てきました。都会の青年がいろいろな経験をしながら、その地域に根づくという内容でしたけれども、多くの人たちが今、もう一回この森を見直すという時期ではないかと思っております。

奈良県がこれからいろいろと精査しながら、所有者がもう要らないというところは公的な関与も含めて考えるということですので、奈良県の森ということできちんと今後も引き続いて整備が続いていく方策をぜひ検討していただきたいと思います。

それから、農業大学校の関係ですけれども、もともと32人が入って、ことしの卒業生は23名ということなのではないでしょうか。途中でやめられる方もたくさんいらっしゃるという

ことでしょうか。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 23名については、詳細を申し上げますと、1年目の基礎課程に19名が入学され、それから2年目の専門課程に13名が入学されました。基礎課程を卒業されたのが10名で、専門課程を卒業されたのは13名、合計の23名が卒業ということです。

○今井委員 ということは、19名最初に入って10名ですので、9名は途中でやめたということになるのでしょうか。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 専門課程への進学等があります。

○福谷農林部長 今の農業大学校は、入学すると2年間トータルではなく、基礎課程と専門課程があって、1年で終わられる方もいるし、引き続いて2年目に行かれる方もいるということで、どちらかというとも1年単位で見ているのです。なかなかトータルの数字ではわかりにくい形になっています。以上です。

○今井委員 そうしたら、途中でやめる人はいないと理解していいのでしょうか。途中でやめる方もいらっしゃるのですか。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 途中でやめるというよりは、就職または就農をされてやめられると。それから1年目の方が2年目の専門課程に進学をされるという、そのいずれかになると思います。

○今井委員 農業大学校に入って、合わないというような形で途中でやめられることがあるのかということをお尋ねしたいのです。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 平成25年度はございません。

○今井委員 ありがとうございます。

今度、新たにフードクリエイティブ学科をつくられるということですが、私のイメージとしては、農業大学校というのは奈良県の農業に対して、担い手が少ないとか耕作放棄だとか、農業生産のいろいろなことを研究したりつくり方を学んだりというようなところで農業大学校は結びつくのですけれども、そういう課題があってフードクリエイティブ学科になると。どうもそれが、何でそうなるのかというな思いを持っています。今後指定管理者制度で行われるという方向のようですが、委託して、果たしてきちんとやっていただけるのか、見通しについて考えているのか伺いたいと思います。

それと、これをつくるに当たって建物をつくったり、かなりの投資を県が最初に行うと思うのですけれども、どのぐらいの投資をされていくのかお尋ねします。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） なら食と農の魅力創造国際大学校について、実践オーベルジュ棟の趣旨等々のお尋ねにお答えします。

指定管理者制度により、実際にレストランやホテルを運営している事業者が営業することで、より実践的な調理、サービスの技能やマネジメント力、ホスピタリティーが習得できると考えております。

指定管理者の選定に当たっては、事業計画の内容を審査し、高い集客力を有し、安定的な運営が見込まれる事業者にお任せするという事でプロポーザルを考えております。

なお、本施設ではフードクリエイティブ学科の調理教育に関するカリキュラムとの連携を図りながら、学生の実践研修を行う方針であるため、実践オーベルジュ棟の管理に要する経費は利用料金の収入、レストラン運営の収入に加え、県から支払う委託料によって賄ってもらおう考えで検討しているところです。

続いて、もう1点、事業費等のことですが、フードクリエイティブ学科の校舎は桜井市の阿部校舎になり、平成25年度から平成27年度の3カ年事業として進めているところです。事業費については、用地の取得、本体施設整備工事、備品購入費、附帯事業としてのアクセス道路整備工事や調整池整備工事等々、さらにカリキュラム作成などソフト事業費を予定しております。

もう一つ、アグリマネジメント学科の校舎は桜井市の池之内校舎になり、農業研究開発センターの移転とあわせ、同一敷地内に一体的に再整備していく予定です。

現農業大学校の解体工事、各種調査、設計、本体施設整備工事、ほ場整備工事などを予定しているところです。事業費については、現時点で2つを合わせて約50億円程度と見込んでいます。以上です。

○今井委員 相当な投資をして新しい大学校をつくるということでお話を伺ったのですが、オーベルジュというのはフランスから来ているということですが、和食がユネスコに世界無形文化遺産と認定された状況で、なぜ桜井という古来からの歴史のある地域でフランス料理なのか、納得ができないのです。その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） なら食と農の魅力創造国際大学校においては、ベースはフランス料理としたいと考えております。これは、フランス料理は調理理論が構築、体系化されていること

で基本的な調理技術の習得に適しているという、なら食と農の創造魅力創造国際大学校設立準備委員会の調理の専門家のアドバイザーたちによる意見を踏まえたものです。また、和食が世界無形文化遺産に登録となっており注目を浴びているということは認識しております。それも受けて、フランス料理をベースとして、だしのとり方や包丁の使い方など和の要素も取り入れた、高い調理技術を磨く学校にしたいと考えております。以上です。

○今井委員 ことしは国際家族農業年ということで、世界無形文化遺産になった和食と家族農業が大変関係があるということがわかりました。家族でいろいろなものをつくっていく、豊かな食材を使って季節の旬のものを、できるだけ手を加えずに新鮮なものを食べる、そしてその地域の伝統や歴史や文化をあわせた和食を支えるのが家族農業だということだそうです。

これまで国際連合はできるだけ大きな農業にしようという方向できたのですけれども、それによって格差、貧困、飢餓などの問題が解決できなかつたと。世界の8割が家族農業をしているようなのです。3.11の震災のときも家族農業の人たちが、復興の中心になったり、いろいろな地域に果たしてきた役割などもあり、そうしたものの背景の中で、和食というものがあつたのですけれども、今回出している農業大学校の関係については、もう一つ今の奈良県の現状や風土から考えたときに、私自身はしっくりとこないというのか、本当にこれでうまくいくのかという心配を持っているのです。

これまで奈良県で宿泊や料理などを提供するようなところで、民間の指定管理者をしてどこかで成功したということについて、今、橿原市のまほろばキッチンが頑張っていてくれていますけれども、例えばいこいの村大和高原や奈良県文化会館の食堂も閉まっているという状況もあります。総合的に見たときに、本当にこれで奈良県の農業を支えていく、知事が言われている夢やロマン、国際的な社会の中でという気持ちはわかるのですけれども、現実的にどうなのかなという心配をしているという意見を述べておきたいと思います。

○松尾委員 一般社団法人奈良県野菜価格安定基金の業務報告書と事業計画書ですが、ほかの業務報告書や事業計画書を見ると役員や会員の名簿が入っているのですが、これには全く入っていなかったもので、どのような構成になっているのかということが1点と、そして、平成25年度の事業報告も平成25年4月1日から平成26年3月31日までと書いているだけなのです。ほかの事業報告書と照らし合わせて見たら、もう少しいろいろ詳しく事業の経過なども書かれているのですけれども、つけ加えて説明していただきたいと思います。この総会にしても、通常総会が開かれ、出席者、本人出席が3名、書面の出席が2

4名、会員数27名。臨時総会、開会日時、平成26年3月17日午後2時より、奈良県農業協同組合の農協会館で、書面出席28名。これで役員選任についての議案が全会一致と、全会員の賛成を得て原案どおり承認されたという内容なので、果たしてきちんとできているのかという不安もあるので、教えてください。

○和田農業水産振興課長 野菜価格安定基金のことについてのお尋ねです。

奈良県野菜安定価格基金の会員ですが、奈良県経済農業協働組合連合会、奈良県信用農業協働組合連合会、全国共済事業農業協働組合連合会奈良県支部、奈良県農業協同組合と市町村で構成されています。各市町村の入会時の設立当初、昭和53年12月に設立されておりますけども、平成25年度に大淀町が加入されることにより、現在、構成市町村については28となっております。平成25年4月において大淀町が生シイタケの対象産地ということで加入されました。冒頭に説明があったように、価格安定の対象品目についてはそれぞれの市町村が持っている産地がありますので、それらの市町村が対象市町村となっております。品目については、いちご、生しいたけ、トマト、すいか、はくさい等、県の主要な品目が対象品目となっております。これらについて、価格が暴落したときに農業者と県と国がそれぞれ出資したお金で暴落時の農家への保障ということで事業を行っています。

詳しい内容については、また後ほどご説明に上がりたいと思います。今のところ資料がありませんので、申しわけございません。

○和田副委員長 奈良県農業研究開発中期運営方針の6ページでは、大課題4革新的な生産技術の開発の中に中課題として脱化学農薬というものが出ております。今日の健康志向あるいは食材そのものおいしさの追求という意味で大変よい課題ではないかと思えます。

そうした結果としてできる農作物を生かすということで、今度はなら食と農の魅力創造国際大学校で消化をしていかななくてはならない。それについては、和の要素をまずは十分に取り入れてもらう必要があるのではないかと。特に今、和食が見直されておりますし、また全国的にもスローフードという運動が起こっております。それは地域の伝統的な食文化の食材を見直すということで、この持続可能な食文化の見直しなどが行われる運動です。

フランス料理を基調ということだけでも、積極的に今日的な食の提供の流れをもっと取り入れて、考えていただく必要があるのではないかと。その結果として、新しい奈良県の料理とか大和料理というブランドをつくり出していくということも目標に置いてもいいのではないかなと思うのです。こういう話はこの委員会だからこそできると思いますので、どうお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、実践オーベルジュ棟の経営については、指定管理者が収支も含めて事業経営を行うと理解をしていいのでしょうか。その2点です。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） 奈良県においては、マーケティング・コスト戦略の推進の取り組みの中で、大和野菜や大和畜産ブランド等々、奈良の持つブランド農産物をPRするという事で事業を展開しているところです。なら食と農の魅力創造国際大学校においても、県内の野菜を十分に活用してシェフに知っていただくという方針で進めており、それを使ってシェフに十分な料理等々を学んでいただくこととしております。

奈良の料理、大和料理のブランド化についてのご質問ですが、この大学校では、フランス料理をベースに和の要素、だしのとり方や包丁の使い方も取り入れた高い調理技術を磨く学校にしたいと考えております。

今後、大学校で調理技術とともに大和野菜や大和畜産ブランドなど県産食材のよさを学んだ卒業生たちが大和の食材を生かした新しい奈良のブランドをつくり上げてくれるのではないかと期待しているところです。

もう1点、経営の部分についてです。実践オーベルジュ棟については、指定管理者制度によって実際にレストランやホテルを運営している事業者が営業するという事で、より実践的な調理、サービス、技能、マネジメント力、ホスピタリティーが習得できると考えております。指定管理者の選定については、事業計画の内容を審査し、高い集客力を有し、安定的な運営が見込まれる事業者にお任せしたいと考えております。

本施設では、フードクリエイティブ学科の調理教育に関するカリキュラム、教育との連携を図りながら学生の実践研修を行う方針で、実践オーベルジュ棟の管理に要する経費は利用料金収入それからレストラン運営収入に加え、県から支払う委託料によって賄ってもらおうと考えております。以上です。

○岡委員長 質疑ほかにございませんか。

ほかになれば、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言あれば願います。

○今井委員 議第48号については、奈良県農業が抱えている課題と乖離している部分があり、また今後の見通しが不透明であるということで、この議案に対しては反対いたします。

○神田委員 特に農業、農産物に力を入れておられるというのは、私たちも期待をしてお

ります。フランス料理の話が出ましたけれども、まほろばキッチンでやっている Tokiwa というレストランに行かれたことありますか。あそこは、隣のまほろばキッチンで大和野菜等の材料を仕入れて、それはすばらしい。この大和野菜をフランス料理に生かしているのかということもあるので、和食に限らず、フランス料理、イタリア料理にも使えるというところは宣伝して行ってほしいと私は思っていますので、自由民主党としては、全議案に賛成です。

○岡委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

まず、議第48号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決いたします。

議第48号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第48号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

議第42号中、当委員会所管分、議第47号、議第51号中、当委員会所管分、議第55号及び議第56号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案5件につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第4号及び報第11号から報第17号中については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、産業・雇用振興部長から奈良県営競輪場の運営状況ほか1件について、産業・雇

用振興部長及び農林部長から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組みについて、農林部長から第34回全国豊かな海づくり大会～やまと～ほか1件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、ご報告を願います。

○中産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部から報告案件として3件、説明します。

まず、一番最初に、奈良県営競輪場の運営状況について報告します。

資料「奈良県営競輪場の運営状況について」の1ページは、平成25年度競輪特別会計決算状況がまとまりましたので、その内容の報告です。5月末での決算がまとまり、その報告をいたします。なお、決算の状況については今後開催される決算審査特別委員会でご審議いただくこととなりますが、概要としてお聞きいただければと思います。

まず、歳入についてです。車券発売金が一番大きなところで、春日賞が7億円の減収となりました。西日本カップの売り上げが14億円となるなど、ほぼ前年度並みの113億円となったところです。歳入総額を見ると、前年度より3,700万円増の約115億7,000万円となりました。

一方、歳出については、開催レースの減少や選手会の協力による選手賞金の削減、嘱託職員、従事員の不補充等による人件費の削減などにより、歳出総額で前年度より約1億円減の約115億2,000万円となりました。

その結果として、単年度では1億4,200万円の黒字になり、これまでの9,400万円あった累積赤字を解消することができ、一般会計へ1,300万円余の繰り出しを行ってもなお4,800万円の黒字を計上することができました。

2ページは、平成26年度奈良県営競輪の事業運営についての報告です。昨年9月議会において、競輪場の業務の一部について包括外部委託方式を導入するための債務負担行為の予算をご承認いただき、プロポーザル方式による入札を行った結果、日本トーター株式会社を包括委託業者として決定し、本年4月からその業務に携わっていただいております。

今年度の委託契約金額については3億6,072万円で、委託契約期間については平成26年度から平成28年度までの3カ年としております。また、委託業務の内容については、車券発売業務、広報、ファンサービス、庁舎管理業務などがあります。

なお、車券販売業務の従事員の方々については、引き続き業務を希望された方46名については日本トーター株式会社で契約社員として雇用され、その業務に従事をされています。

最後に、車券売り上げの増大につなげる取り組みについてですが、日本トーター株式会社にはファンサービスの向上と集客や売り上げの増加につながる取り組みを行っていただくこととしており、私ども施行者としても同社と連携しながら、集客に向けて取り組んでまいり所存です。

以上、簡単ではありますが、奈良県営競輪場の運営状況について報告いたします。

次に、県営プール跡地活用プロジェクトの進め方について報告いたします。

資料「県営プール跡地活用プロジェクトの進め方」をごらんいただきたいと思います。まず、先般2月議会において、県営プール跡地活用プロジェクトの構想案について報告しました。本日は本プロジェクトの今後の進め方について報告いたします。

まず、1. 県営プール跡地活用プロジェクトの構想案についてのパブリックコメント結果についてです。平成26年5月16日から6月13日までの約1カ月間、広く県民等の皆様から本構想案について意見を募集し、16通のご意見をいただいたところです。

このご意見については、総じて本プロジェクトの趣旨、目的についてご理解、ご賛同をいただいた上で、さらにプロジェクトを魅力的にしようと、施設の内容や立地場所等について建設的なアイデアを提案されるものがほとんどでした。

いただいたご意見については、今後のプロジェクトの具体化に際してパートナーとなつていただく民間事業者にもお示しし、資料の右の欄に整理をさせていただいたように、配慮事項、検討材料としたいと思っております。

2. 本プロジェクトの今後の進め方をごらんいただきたいのですが、本プロジェクトは、今の奈良県に足りない国際級ホテルの立地を中核としております。このため、まずは県のパートナーとなる民間ホテル事業者を公募・選定する手続をこの夏から始めたいと考えております。その後、県、選定したホテル事業者、NHKとともに、ホテル以外のプロジェクト内容を検討、整理し、今年度末ごろを目途に、ホテル以外の部分の事業者の公募・選定手続へと進む2段階の事業者選定手続を行って、2020年の東京オリンピックまでのまち開きを目指したいと思っております。

3. ホテル事業者の公募の概要案ですが、公募する国際級ホテル事業の条件について、主なものを資料に表としてまとめました。

ホテルクラスについては、賓客の宿泊にも対応でき、国際的な送客システムを持つ四つ星から五つ星クラスの国際ブランドホテルを考えております。

ホテルにはコンベンション事業等と連携して運営していただき、規模は200室以上、

敷地面積 3, 000 平方メートルから 5, 000 平方メートルと考えています。

立地場所については、プロジェクト敷地の東側で、南北の位置はホテル事業者の選定後、他の施設を含めた全体の施設配置調整を経て決めます。

そのほかホテル事業の最低経営年数、ホテル用地の権利制限、ホテル事業への県の調査権限などを条件として考えているところです。

また、県有地の処分については、事業者への売却または定期借地を予定しております。

ホテル用地の位置については、全体の施設配置調整の後に決まるので、公募段階では公募条件として複数の候補地を示したいと思っております。

現状で候補地の時価については、1 平方メートル当たり 12 万円から 25 万 6, 000 円まで幅がありますが、ホテル事業者に示すホテルコストを明確にするとともに、すぐれた事業提案を受けられるように、土地コストは固定条件として競争要素とはせずに、ホテル事業の提案内容の優劣に絞って評価をし、事業者を選ぶ価格固定型プロポーザル方式を採用したいと思っております。その際には、ホテル事業者には最終的にどの用地になっても公募条件とした土地コストでホテル事業を行っていただくこと、また時価は商業施設や分譲マンションの最適用途として鑑定していますが、国際級ホテル事業はこの時価が成り立つような最適用途ではないことも勘案して、時価の範囲で売却額は 1 平方メートル当たり 12 万円、賃料は一月 1 平方メートル当たり 270 円に固定して公募を行いたいと考えております。

また、選定された事業者は、県のプロジェクト構想案をもとに、県やNHKとともにホテル以外の部分のプロジェクトの公募内容を検討、整理していくことも公募の条件とします。

4. 賑わいと交流の空間づくりに向けた社会実験についてです。

当地では昨年度もイベントを行ったところですが、今年度は当地の利用価値のPRとともに、当地でのにぎわいづくりが周辺地域に与える影響も調査する社会実験を民間活力を活用して行いたいと思っております。具体的には来年2月から4月までの2カ月程度、世間の知名度も高い木下大サーカスを開催するよう、関係方面と調整をしているところです。

以上、県営プール跡地活用プロジェクトの進め方についてのご報告いたしました。

引き続き、紀伊半島大水害復旧・復興について、現在の復旧・復興の避難者の状況と経済労働委員会所管の取り組み状況について説明します。資料「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み、平成26年6月更新版」の4ページ、現在の避難者の状況について

です。資料には5月30日現在の避難者数を記載していますが、最新の6月30日現在の状況を申し上げますと、資料の時点からさらに3世帯4人が減少し、54世帯115名となっています。

5月30日現在の市村別避難者数は、最新の6月30日現在では五條市が2世帯3人減の28世帯53名、野迫川村が1世帯1人減の26世帯62名となっています。また、十津川村については4月末をもって全ての避難が解消しております。

残る避難者の今後の帰宅のめどについては、5ページの表に記載しております。この表中、平成26年6月末までの欄に記載の避難者については、昨日7月1日付で五條市の飛養曾地区、引土地区、赤谷地区及び野迫川村北股地区に発令中でした避難指示、避難勧告が対策工事等の進捗により解除され、帰宅が可能となっておるところです。今後、順次応急仮設住宅から自宅への帰宅が進む予定となっております。

なお、表中、帰宅のめどが平成27年1月末までの欄にある五條市の11世帯21名については、避難指示、避難勧告が今も残っている五條市辻堂地区の避難者でして、この辻堂地区については、前回報告時は8月末には帰宅可能となる予定でしたが、同地区柳谷の堰堤工事の完成が来年1月末に変更されたことに伴い、帰宅が可能となる時期も1月末となったものです。避難生活の延長に伴い、応急仮設住宅の安全性の確保には万全を期すとともに、入居者の精神的ケアを含めた健康面のケアにも十分配慮していきたいと思っております。

21ページから26ページについては、農林業関係の復旧状況を記載しております。このページについては、後ほど農林部長から説明させていただきます。

27ページからは産業の復興状況についてです。再建状況調査についてですが、再建率については、前回報告したときより1件の企業が再建し、98.1%となっております。内訳1件については、製造業の方が再建されました。

未再建事業者の残りについてですが、業種別再建率の表に出ております赤色のところが、まだ未再建の方で、まず宿泊業についての1件というのが野迫川村にあります。それから、キャンプ場等の1件については十津川村です。残っております未再建事業者についても、引き続き村及び関係商工会等とも連携し、詳細な再建状況を随時把握していく予定です。

28ページ、災害復旧対策資金貸し付けについてです。前回報告したときよりも1件の実績増があります。内訳については、運転資金として1件増になりました。これまでの資金貸し付け実績については172件で、貸付額は約47億円となっています。

被災地域の物産販売促進支援についてです。今年度についても、9月の東京、10月のなんゆう祭、来年3月の名古屋の計3カ所での共同開催を予定しています。近畿圏外はもとより県内各地へも積極的に出展し、被災市町村の協働による情報発信力の高い物産展を開催して、紀伊半島大水害からの復興を広く県内外にアピールしていく所存です。

以上、避難者の状況と産業・雇用振興部の取り組み状況について説明しました。産業・雇用振興部としては、引き続き被災した中小企業に対する再建状況の的確な把握に努め、紀伊半島大水害からの復旧・復興に全力で取り組んでまいる所存です。報告は以上です。

○福谷農林部長 続いて、資料「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取り組み」により農林部関係について説明します。

21ページ、農林業関係の復旧状況として、農地及び農業用施設の復旧事業については、記載のとおり全て完了済みです。復旧箇所数及び対象施設はそれぞれ記載のとおりです。

林道事業については、主な被災箇所187カ所のうち5月末時点で175カ所が完了しております。未復旧の12カ所についても、今年度末までの完了予定で事業を進めております。

治山事業についても、5月末時点で68カ所において工事着手済み、うち33カ所で工事が完了しており、残り35カ所についても順次実施をしているところです。

なお、25ページにかけて、県及び国の主な治山工事の実施状況を記載しております。

今後とも国や市町村、その他関係機関と連携を図りながら、必要な復旧・復興対策を進めてまいる所存です。

また、26ページの第34回全国豊かな海づくり大会～やまと～については別紙の資料でご報告いたします。

続いて、「経済労働委員会資料（報告事項）」の1ページ、第34回全国豊かな海づくり大会～やまと～について報告します。

本年4月4日に第4回奈良県実行委員会総会を開催し、新たに決定した主な内容を説明いたします。

県民参加による放流、ステージイベント、物産販売などを実施する放流行事については、五條市の吉野川大川橋下流河川敷において、11月16日に実施します。また、一般の方々が大会の意義を理解し、企画展示、ステージイベント、物産販売などを楽しんでいただく関連行事については、11月15日及び16日の両日、橿原市のJAならけんまほろばキッチンにおいて実施します。

開催まで約4カ月となりました。大会の成功に向け、関係団体、関係機関のご協力をいただきながら、引き続き万全の体制で準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2ページ、公益財団法人奈良県林業基金の解散及び債務整理について報告します。先ほど来、説明なりご質問をいただきました。重複する部分もあるかと思ひますが、お聞きいただきたいと思ひます。

奈良県林業基金は、平成25年度末で103億円の累積債務を抱えており、低迷する現在の木材価格では、将来得られる木材収益で今後増加する債務を償還することは困難となる見込みです。このような状況の中、先ほども説明したように、平成26年3月に開催された奈良県林業基金の理事会で解散の方向性について議決され、また5月に開催された同理事会で解散時期を平成28年度末とすることが議決されたところです。この議決を受けて奈良県林業基金においては、民事再生手続により、平成27年度中に債務整理を行った上で、平成28年度末に解散することを予定しております。

県は、これまでから奈良県林業基金に対して造林等に要する経費を貸し付けするとともに、奈良県林業基金の日本政策金融公庫からの借入金に対して損失補償契約を締結しております。今後、奈良県林業基金の平成27年度の債務整理に向けて県の対応方針を決めることが必要となります。奈良県林業基金が分収造林契約を締結している山林については、分収割合の変更等を実施した上で県営林化し、県が管理する方向で検討もしております。

債務整理の内容等詳細については今後、検討の上、改めて説明いたしたいと考えております。

以上が農林部の報告事項となります。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○岡委員長 それでは、ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質疑があればお願ひいたします。

○中村委員 1点は林業問題なのですがすけれども、林業基金の廃止はやむを得ないと考えています。やはり一番問題になるのは、地球温暖化などの問題がある中、県土の80%を山が占めている奈良県の状態にあつて、山が荒れているということで県民から500円の税金も徴収して2期目に入っているのです。そうしますと、やはり基金造林事業が一時停止、廃止になった後の山を守る基本的な立場ですね。どうやって、山を守っていくのだと。間伐も現在、なかなかうまくいってないわけです。だから、これが廃止になって、例えば見込みのない経営区を農林部長は県営林化していくというようことちらつと言われたのです

けれど、現実にはどういうペースでこの林業基金廃止後の奈良県の山を守る植林、造林をどのようにやっていくのかということについてお聞きします。

2番目は競輪場の問題ですけれども、最盛期には歳入として22億円を一般会計に入れてくれていたのです。それが今の説明によりますと、1,000万円弱です。単年度で黒字になったとおっしゃっていますが、競輪というのは県の財政を潤す面があって、競艇も中央競馬も地方競馬もなかなかうまくいかないような時代で、売り上げも落ちているのです。特に奈良競輪の場合、春日賞1つだけです。それであと西日本カップなどです。これがあるときには売れるけれども、先般、奈良県営競輪あり方検討委員会に行ったのですが、本催開場しているにもかかわらず競輪場に観客が200人もいないのです。奈良競輪の収入は、場外売り場がほとんどです。8割以上が場外売り場です。それで包括委託をしているけれども、そうしたら、3年間にどれだけ県へ入れてくれるのか。この見通しがあるのかなのか。例えば1,000万円、2,000万円。それと競輪廃止後に奈良市のあの土地をもっと地域に有意義に使う、これを考えた場合に、この3年間包括委託をやって、どれぐらいの収入を県に入れてもらえる見通しを持っているのか、基本的なことだけで結構です。

3番目は、ホテルの件です。いろいろと考えているのですけれども、一番聞きたいのは、このプロポーザルで2回応募者がなかったのです。5年半たって今度が三度目の正直なのです。このプロポーザル。そこでずっと計算しましたら、プールを廃止して警察署を廃止して、きょうまで5年半たっているのですけれども、これに使った県の一般会計財源は約8億円です。解体修理や文化財の発掘などいろいろ、8億円のお金をきょうまでつぎ込んでいるのです。だから、今まで2回のうまくいかなかった経験を生かして、このプロポーザルをまずどこに焦点を当ててやっているのか。これはもう大きく第1点です。

2点目は、知事が議会で今までNHK会館を呼ぶと言っていますが、NHK会館を呼ぶのは結構なのです。しかし、今の奈良放送局をそのまま隣に持ってきたって波及効果は何もないのです。あとはレストランなどいろいろ書いていますけれども、このプロポーザル方式で少し不思議になっているのは、いろんな付加価値を含めるのとホテル事業者決定は一体的でやらないといけないと思うのです。ここにこういう施設をつくれます、こういう施設を置きます、それでここへホテルも建てますと。協議をすればと言いますが、ホテル事業者は、まず採算を考えて、そのときには金額の提示があるのです。普通に考えれば、約300億円の事業でしょう。何が来るかわからないところにホテル業者に手を挙げ

てくれて、相談しましょうというのがいかなものか。

それともう一つは、純粋にホテル事業者で手を挙げさせるのか、今はやりの投資事業団が入札して、それをまたホテル事業者にまくって、例えば大きな会社にまくって、そうすると、当初プロポーザルをしたときにホテルだというけれども、投資集団がホテル名を言わないで、それでまくって入札をする可能性もあるのです。その辺のプロポーザルの条件は、投資集団にも門戸を開いて募集するのかどうかということです。

第3点目は、奈良県の外国人観光客は30万人です。やっとな。日本においては1,000万人、オリンピックを目指して2,000万人に観光客をふやすと国土交通省は取り組んでいるのです。そうしたら、この8年で奈良県に外国人がどれぐらい来ると想定しているのか。オリンピックを見に来て奈良県まで足を運んで、ここで泊まってお金を落とすかどうかということを考えないといけないと思う。それと並行して、この間の新聞に経済効果は1,100億円だと。1,100億円ですよ。奈良県の一般会計が5,000億円ぐらいのところへ1,100億円の経済効果という、まあ計算式があるようです。それはそれで結構です。しかし、現実に我々1,100億円の経済効果がこのホテルであるのかというのが、もう本当に寝耳に水というか、そこら辺の県が算出した根拠を簡単に結構ですけれども、お願いします。

○馬場林業振興課長 先ほども農林部長からご説明しましたけれども、林業基金の解散整理についての資料の中に書いているように、林業基金では平成15年から新植をやめ、保育を継続してきたわけです。その継続してきた186経営区の1,300ヘクタール余りについては、先ほど今井委員にお答えしたように、まず採算がとれるところについては県営林化して、県が今後契約を全うしていくまで維持管理をしていく形になります。そして経営が見込めないところについては、先ほども申しましたように、まずお返しした山がその所有者の近くにまだほかの山があって、それと一括して経営が見込めるところについては、造林補助金等の支援を行いながら、その土地所有者みずからが経営をしていくと。逆に、経営意欲がなくなって管理ができないという話になりましたら、先ほど申したように、保安林という手続もあります。相談の上、保安林指定をしていただいて、公的支援で整理ができないかという形で林業基金が管理してきた、契約して持っていました山については、そういう方向で検討を進めているところです。以上です。

○大月地域産業課長 競輪事業についてお答えいたします。

収益事業である競輪事業が一般会計への繰出金が確保できないという状況のまま事業を

していくというのは、もう当然かなわないことと認識しております。そのため、現在、奈良県営競輪あり方検討委員会でもご検討いただき、平成26年度から当面3年間は民間のノウハウと経費節減効果を期待して包括外部委託のご承認もいただいて、平成26年度からスタートしているところです。

委員がご質問の収支はどの程度見込んでいるのかということですが、当然、包括外部委託による包括効果を期待しており、先ほど産業・雇用振興部長からもご説明したように、平成26年度から平成28年度までとりあえず当面3年間、包括委託をします。車券販売業務から広報、ファンサービスという業務を外部委託するのですけれども、これは、これまで直営していたときの約300の業務を日本トーター株式会社に委託することになります。この業務について、委託前の平成25年度と委託後の平成26年度の予算を比較してみると、その差額は大体8,600万円ぐらいになると。あくまでもコスト削減の効果はそれぐらいは見込めると考えております。ただ、それを生かすためには当然売り上げをある程度確保しないとこの効果も出てきませんので、この3年間、売り上げもしっかり確保して、この包括委託の効果を出せるようにして、その上で奈良県営競輪あり方検討委員会でもご審議いただいて、県として平成29年度以降どうするかを判断していきたいと考えております。

○中尾知事公室審議官（県営プール跡地活用プロジェクト担当） プール跡地について5点ほどご質問をいただきました。

まず1点目ですが、平成20年の公募が不調に終わったものと比べて今回変わっているポイントがどこなのかということです。平成20年のときは、警察署はなく、プール跡地の部分だけ、これが大体2万平方メートルぐらいありますけれども、それをホテルにということで、ホテル事業者に一括して売却あるいは定期借地するという形でした。ホテルの事業者はその土地利用を全てやってもらうと。あれだけ広い土地ですと、例えば、この間、2月の構想でも示しました200から300室ぐらいのホテルというものでも、大体3,000から5,000平方メートルぐらい、ホテルの建物でいえば。これは後からホテルのマーケットをいろいろ聞きに行くと、ホテル以外の敷地部分も全部ホテル事業者がやらなくてはいけないというのはとても大変だというような話がありました。

今回、構想案という形で2月議会にも示したものは、ホテル事業の部分は土地を県から提供して民間の事業者にやっていただきますが、コンベンション施設、駐車場やイベントの広場など、公共がにぎわいづくりのためにつくってもいいような施設については、これ

は県で整備をしたり、あるいはそのほかの飲食物販といった集客施設についても、県と民間とで役割分担を話し合いながらやっていきましょうと。県もそのプロジェクトの中身にかんで、主体的にやってきているというのが、ホテル事業者にとっても全てをホテル事業者にリスクを負わせるということではなく、官のリスクを民間に全部委託するというのではなく、官民が適切にリスクを分担するというのが官民事業の本質です。その王道を行ってるといようなことだと考えております。

2点目のNHK会館ですけれども、確かに今の奈良放送局は、今のNHK会館にはあれですけれども、そんなににぎわってるようには見えません。ただ、NHK会館も各県ありますけれども、順次老朽化に伴って建てかえをされておりますが、できるだけその地域に開かれた、地域振興にも役立つような施設を目指してつくられているということです。例えば、この周辺で言えば、大阪は大阪市立博物館とセットになっておりますが、大都市ですのでもNHKホールもあります。神戸の放送局も、1階部分を開放してジャズなどいろんなことに使っております。そういった意味で、奈良には奈良らしさというようなことで、奈良の大和の国宝などいろんな映像コンテンツお持ちですから、そういったもの、今はもう4Kだとか、さらに8Kだとかそういうのもだんだん出てくるかと思えます。そういった映像展示も含めて、NHK会館もその一部……。

(「短く」と呼ぶ者あり)

はい、済みません。それから、3点目ですが、何が来るのかわからないのは難しいということです。これは今般の説明資料にもありましたが、要は、まずホテル事業者を決めてから、その後の部分を、NHK会館もですけれども、一緒に考えていきましょうということです。ホテル事業者にとって全く相入れないものが隣にあってもらってはもちろん困るわけですし、むしろ我々も全く何もない中ではホテル事業者もどういったものが来るのかわからないことになりますので、県としてもコンベンション施設、駐車場やイベント広場などそういったものは整備しますと。ただ、配置やどういう形で全体を空間デザインしていくかといったことは一緒に考えていきましょうということで、まずホテル事業者を選ぶということでやっております。

それから、4点目ですが、投資事業団、そういったものもありますが、今のところは、そういったものを特段、投資会社だから排除するというようなことよりは、むしろきょうの説明資料の2枚目でもありますが、最低の経営年数であったり、あるいは権利の制限であるとか、あるいはちゃんとホテル事業をやってくれなければ、県が買い戻すなど、そう

いった幾つか我々が期待していたような契約内容と違うようなことをやるような場合には、その契約を破棄をしてもとに戻すという条件も設定することを検討をしておるところです。

それから、最後に経済効果ですけれども、これはホテルの規模に応じて関西周辺での同様のクラスの宿泊稼働率、あるいはコンベンションのものであれば同類の関西での規模での集客の力といたしますか、そういった数字を参考に奈良に当てはめて、ここで宿泊客あるいは日帰り客が何人程度増加するかと。それを実際、日帰り客、宿泊客の消費が大体平均的なものがありますので、その消費額が人数分増加するといったようなこと、それがいろんな産業に波及していくわけですから、産業連関表を使って、それだけの消費で落とされたお金がどういう産業にどうまわって、最終的にどれだけ県内GDPを上げるかというような算式があります。それに当てはめた結果です。以上です。

○中村委員 端的に、ホテルからいきます。ホテル事業者に手を挙げさせる前提として、まずコンベンションホールがある、何々広場ある、こういう仕組みをしている。NHK会館だったら今の奈良放送局ではなくて、大阪放送局の一般視聴者番組でできる企画、こういう番組、こういうカリキュラムがあるので、NHK会館には人が寄ってくる。寄ってきた人がまたホテルに泊まられますから。そういう内容も一緒に提示してプロポーザルをしないと、ホテル部分はホテル事業者が手を挙げなさいと。あとは決まったら一緒に相談しましょうと。これはちょっと、なかなかホテル事業者は、手を挙げられません。まあ、しっかりやってください。

それで、もう1点。四つ星、五つ星と言っています。五つ星というと、5万円から7万円、8万円かかるのです。今の大阪、きのうのNHKでも12カ所のホテル戦争のテレビ、1時間ドラマがあったのだけれど。そんなの高いですよ。奈良で一体138万人の県民人口で、そんな五つ星みたいなもの、来れますか。7万円、8万円、これもその内容です。私の感じでは修学旅行者は一切泊まらないと思います。ビジネス客も一切来ないです。そうしたら、奈良県を訪れる観光客しか、ほとんどの客は観光客ですよ。修学旅行者も来ません。ビジネスマンも来ません。そうしたら、そういう人を目線に、1泊幾らぐらいを県は想定して、このホテルの計算は。そうすると1,100億円の経済効果と言うけれども、私はわからないので、できる範囲で次回の委員会にその経済効果試算用の方程式、一遍、大体出してもらえたらよく我々もわかると思うのです。だからNHKでも当初から一般視聴者番組は年間何個してくださいと、こういうことも事前に打ち合わせして、NHKはこういうことで来るので、ホテルも、あなたも潤いますよと、こういうことをしないと。

だから、今までだったら、ホテルはホテルで、コンベンションホールつくることも全然言っていることとマッチしないと思います。だから、経済効果、また今度やりますので、回答は結構です。

それから、山の問題もそうなのです。林業基金は当初から開店休業です。材木の価格が下落して。しかし、山を守って造林、植林をしていくのは、これは大切なことでしょう。その一環として林業基金があったのです。林業基金の経営者は山を育てて、売ったら製材価格が入ってきて生活が成り立ったわけでしょう。それが昨今の経済情勢で難しくなった。そうしたら、林業基金ではもうこの山にかかわるものを救う手だてはない。しかし、山は継続して育てていかないといけないのです。そこで県の林務としては、この林業基金の廃止にかかわらず、山を育てるという観点から、どういう林業政策を持っているのかと。そうすると、今言っている間伐のこともなかなか進まないのです。年間5億円弱のお金を県民から集めているけれど、なかなか進まないではないですか。ほかのところいっぱい予算を使っているではないですか。そういうことで、考えがあれば言ってください。

競輪場も私が言いたいのは、22億円あった一般会計への繰出金が今は1,800万円。これをやっていったら場内整備、日常管理、競輪場の改修も必要です。そういう改修するのに10億円以上のお金が要るわけです。また県がお金を出してやっていくのかという問題に突き当たるわけです。だから、それで奈良競輪へ新人王戦を持ってくるのか。全国競輪施行者競技会は奈良県にくれませんよ、そんなビッグイベントの競輪をくださいと言っても。それはもう春日杯だけでいっぱいです。それで8割の売りが、場外、よその競輪場の売り上げでやっているのです。競輪場を見たら全然にぎわっていないのですよ、閑散としています。そうしたら地元貢献、何をしているのですか。競輪場へ来る人は少ない。地元貢献、何もしていません。それで経費を使って、もし、よしんばこれがうまいこといって、来年度は一般会計への繰出金が2,000万円出たと。それと県全体の歳入から見たら、競輪場はもう3年間の経過を見て廃止をすべきだという私の意見で、これはもう回答は結構です。終わります。

○福谷農林部長 林業の話だけご回答させていただきます。

委員がお述べのように林業基金ということではなしに、県林務として山をどう守っていくのかという基本的なご質問であると理解しました。

まさしくご指摘のように今、山から材が出てこないというのが一番問題になっておりまして、その上で、県は林業を産業として捉まえて、どうそれを解決していくかというのが

一番大きな命題になっておるということで我々も認識しております。その中で、まずはその林業という産業の構造がどういう形になっているのか。その中では一番何が問題なのか。いろいろなパターンがあろうと思います。例えば山から材が出てきて、製材所でカットして、それが家の建設に行くなど、いろんな方面で分かれていくと思うのですけれども、その中でどのパターンをとってみても、行き着くところは山から材が出てこないというのが一番問題であると。ですから、その辺を今後農林部としてどう解決していくかということをごまさしく検討しているところでして、その部分についてはまた後日改めて、こういうような形で対応していきたいということもご報告をさせていただくことになろうかと思えます。答えにはなっていないと思いますが、そういう現状であるということをご理解いただきたいと思えます。以上です。

○中産業・雇用振興部長 競輪場の運営ということで、経営状況が一部改善したということとはきょう報告をさせていただいて、当然そこに雇用されている方々の雇用問題、さまざまな問題がそこに包含されております。そういったものも含めて、今年度については、いわゆる地域の活性化に活用できるのかどうかということ調査研究する事業として予算をいただいております、その事業を活用しながら、おっしゃるように競輪場が今後どうあるべきなのか、平成26年度から平成28年度までの3カ年の包括委託をどうしていくのかということも総合的に見て、しっかりと競輪場の今後のあり方、検討していきたいと思っております。以上です。

○今井委員 雪害対策についてお尋ねしたいのですけれども、2月14日に大雪が降った直後の委員会で取り上げたときに、県としても調査して、必要があれば対策を考えるとやられていたと思うのですが、その後、この雪害の問題についてどんな実態で、どんな対応をさせていただいてるのかについてお聞かせいただきたいと思えます。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 雪害の対応についてです。本年2月の大雪ですけれども、全国的に大きな被害をもたらす、県内でも農業用施設の損壊など各地で被害が発生し、農業経営の安定化、ひいては産地の育成に支障を来す事態になったと認識しています。

県としては、当該産地において振興を図るべき農業生産を継続するために、被災施設の撤去及び再建などを支援する市町村の取り組みに対して、国庫補助金を活用して緊急的に支援を実施することを検討しております。

具体的には、国の被災農業者向け経営体育成支援事業を最大限活用し、他府県の状況や

本県における過去の災害時の実績などを考慮して、国の事業に加え、県としても追加支援を前向きに検討しているところです。

いずれにしても、県としては、市町村と連携を密にとりながら、協力をしてこの雪害被害からの早期回復に努めるとともに、本県農業の振興、それから地域の活性化に努めていきたいと考えております。以上です。

○今井委員 県としても前向きに検討していただいているということですが、先日被災者の方からお電話いただきました。ハウスをつくっていただいたところにお金を払わなくてはいけないのですけれども、そのお金を払うと国の補助対象にならないので、お金も払えないし、払うお金もないと。そして次のハウスをつくってほしいのだけれども、建設する側はお金が入らないと材料費も購入できないという話をいただきました。とにかく早い対応を皆さん望んでいるのですけれども、この前向きの検討の結果はいつぐらいに出るのか、見通しをお伺いします。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 国の補助事業であるこの被災者向け経営体育成支援事業ですけれども、補助の内容が4月の上旬に確定し、6月の中旬に事業実施のための計画申請書の様式が示されたところです。

県としては、これまでの国の補助内容を踏まえ、各市町村の状況確認、それから意見聴取などの相談を行い、国に対する申請準備を進めているところです。具体的にいつという月日は申し上げにくいのですが、今回の被害状況を踏まえ、一日でも早く復旧していただけるよう、申請の手續等取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○今井委員 それは補正予算になるのでしょうか。

○福谷農林部長 当然、補助するには財源が必要ですので、それをどうするかというところなのですけれど、そのことも含めて検討しています。今、各市町村を回り、実態の把握、それと農家の方の要望も含めて整理して国と連携をとるような形で進んでいるということで、いずれにしても前向きに検討をしているということでご理解をお願いします。

○和田副委員長 耕作放棄地の解消のためのいろいろな取り組みの一つを紹介をしながら、支援策はないものか、お尋ねします。

県としても耕作放棄地の問題を大変重視して農業振興にどう役立てるかという取り組みを進められていますが、例えばきょう出ていたなら食と農の魅力創造国際大学校は非常にすばらしい眺望だけれども、眼下を見おろせば荒れ地、耕作放棄地があります。これを何とかしなくてはならないと。この国際大学校が計画される前から何とかしたいということ

で、菜の花プロジェクト事業が進められておりました。もちろん奈良県内でもこの菜の花プロジェクトが組まれて、菜の花の植栽活動が広範に行われております。

この菜の花プロジェクトは、所管は地域農政課になると思うのだけれども、循環型社会を目指しているのですが、具体的には耕作放棄地、荒地などを活用して、そこに菜の花を植えて景観を保つ。そして菜の花を刈り取ったら、今度はそれを菜種油として収穫していく。そういう形で商品化をしていくのです。既にマーケティング課やいろいろなところがかかわって応援をいただいているおかげで、6次産業化の加工食品は完売しているようです。大変うれしいことですが、菜の花プロジェクト事業は今盛り上がり、例えば「やまと菜の花ねっと」という形で大きな組織ができ上がりました。しかも、奈良県はよく頑張っているということで全国の方も非常に注目されていて、2年後の2016年4月に全国菜の花サミット in やまとが開催されることになったのです。そこまでこの菜の花プロジェクトが進んできている。

これからさらに普及促進していこうということになると、コンバインや油搾り機など大きな機械が必要になります。そのようなことで資金が必要になりますが、資金不足が起きているという状態です。

ですから、ささやかではあるけれども、すばらしいこの事業の後押しをして、そしてまた景観をよくしていく、6次産業の加工食品がつくられていく、奈良のブランドということで今も、量は少ないですが、どんどんでき上がってきております。好評を博しているものをさらにつくっていくためにも、そのような機械を関係団体のやまと菜の花ねっとから相談があったならば、産業の振興も含めて、何よりも耕作放棄地の大改造ということで、ご支援をいただくという制度の検討ができないものか、このことについてお尋ねします。

○菅谷農村振興課長 耕作放棄地に係る菜の花づくりの推進について、どういう取り組みができるのかというお尋ねかと思えます。

農林部では、これまでも耕作放棄地の解消の対策の中で、景観作物の一つとして、また水田転作における作物の一つとして、菜の花の栽培を推進をしているところです。委員がお述べのように、菜の花プロジェクトにおいて県内の各地で菜の花の栽培がそうした方々によって推進されており、ならの食と農の魅力創造国際大学校の設置を予定している桜井市の高家地区においても一部の農地で菜の花づくりが行われ、そして菜種油の加工に取り組まれているということを確認しております。

本県においては、本年3月に奈良県植栽計画を策定し、なら四季彩の庭づくりの取り組

みも進めており、農林部においても美しい農村の景観づくりの取り組みを本年度から実施しているところです。こうした取り組みの中で、菜の花は景観づくりにとっても非常に重要でありますし、また食用油としての加工ということでも活用ができ、今後とも水田の転作作物の一つとして、また耕作放棄地対策における一つの対策として、そして美しい農村景観づくりの一環として、どのような支援が具体的にできるかということも含めて、研究、検討をしてみたいと思います。以上です。

○和田副委員長 菜の花プロジェクト事業の意義を理解していただいていることは、大変うれしく思います。そういう形で広がりを見せており、やまと菜の花ねっとなどがいろいろな越えなければならない課題を持っておりますし、また奨励という意味でも連携をうまくしていただきたい。全国菜の花サミットは再来年は16回目を迎えるようです。これまでの14回は各都道府県で開かれてきているけれども、知事も参加し、挨拶しています。国会内においても、菜の花議員連盟があると聞いております。しっかりと連携を保っていただくことをお願いします。

○森川委員 今、太陽光発電に、県の補助金を出して設置されていますが、農業用地、山林に太陽光パネルが設置されているということで、県の農政として、今後畑や山を転用して、太陽光パネルを設置される見通しなど、何か実態調査をされているのかどうか。それと、いろいろな農作物を育てていこうとしているが、反対に太陽光パネルをつけるということは農地が減っていくことになるのではないかと心配しているのですけれど、県として、どのように考えておられるのか。何かほかに取り組みを考えておられるのかどうか。今後の計画、また農地をどうやって守っていくのかということについて、教えていただきたいなと思います。

○野添農林部次長（農政担当、地域農政課長事務取扱） 農地を転用して太陽光パネルを設置をしたいという農地転用の申請が上がってきた場合には、農地法に基づいて、その要件を満たすか否かということをきちんと審査し、その転用を認める、認めないということケース・バイ・ケースで判断をしています。

確かに農地の太陽光パネル設置のための転用が出てきていることは、認識はしていますが、今後それがどうなるかという調査については、今のところできていません。それも申請主義ですので、申請が上がってきたものに対して現在対応しているという状況です。

農作物を生産する農地としての活用についてですが、基本的には農作物生産のためのツールと考えておりますけれども、今後どういう形で整理をしていくのかということにつ

ては、今明確にこのような方針ですということを申し上げる根拠はないのですけれども、少なくとも転用については、農地法のルールに従って対応しているという状況です。

○森川委員 このままでいけば一体奈良県の農地が太陽光パネルでどれだけ侵食されて減っていくのかということ今後の大きな課題だと思うのです。ただ、エネルギーも大切なら、農地も山林も大切で、奈良県でどれだけ農地や山林を守るのかという定義もされていかれるべきだとも思います。太陽光パネルをつけられて農地としての役目が変わっているので、申請に基づいて許可を出すとか出さないという以前の問題で、どの地域にどれだけ農地を残すのかということも踏まえて、農業対策、山林対策としても絶対必要なことだと思います。できたら実態調査として、奈良県に毎年どれだけ太陽光パネルをつけられて、農地や山林がなくなっているのかということをお調べいただいて、そういう体制づくりをお願いします。

○岡委員長 答弁よろしいですか。

○森川委員 はい、結構です。

○岡委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めての質疑でございますが、ほかになれば、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論されますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、議第48号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願ひします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終になるかと思ひます。昨年7月より、委員各位には当委員会所轄事項であります商工業、農林業の振興につきまして終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをいただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを各委員並びに理事者の皆様方に厚く感謝を申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長の御礼の挨拶とさせていただきます。ありがと

うございました。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。